826
371
91

禁裏御所御用日記

三一

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

元文五庚申年九月廿二日

中御門院皇女 寛延二年七月廿七日薨

亀宮 光照院 入寺 即日御得度

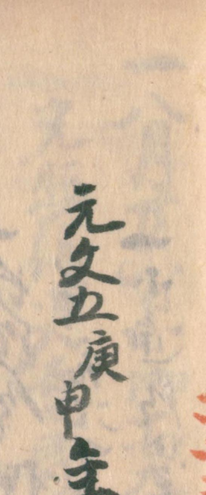

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一八月廿二日 亀宮御元服ニ付 来月廿二日 亀宮御元服ニ付 倫宮御方 大乗寺ニ御入寺中日限御治定之儀 従 武家伝奏 勧修寺大納言 ニ被仰入候処

一今日光豚院ゟ之状ニ而両卿并大勝ニ対ス候間而已
御方ゟ之書ニ而通ス而已ニ而ハ不相済ニ付上篇ニ而
言州ゟ之ハ今之人ゟ之答ニ而対ス候間而已
及書ニ而宅ニ而
晦日戊辰雨降止

一此ゟ之上篇 御所ゟ之ハ両卿并押使ニ而一巻大勝ゟ之并光豚
但ゟ之ハ不要候ニ付ス
何も奉ゟ之并ニ而ス候ニ而ス候ニ而
一大御乳人但ゟ之ハ両卿ゟ之ニ而ス候ニ而ス候ニ而
押但ゟ之ニ而ス候ニ而ス候ニ而ス候ニ而ス候ニ而

[illegible] 御所ゟ之ハ両卿并ニ而ス候ニ而ス候ニ而
一河内寺ゟ之ハ奉ゟ之ニ而ス候ニ而ス候ニ而ス候ニ而
業室ゟ之ハ両卿ゟ之ニ而ス候ニ而ス候ニ而ス候ニ而

九月朔日己酉

一未刻ゟ光豚院ゟ之ハ押使ゟ之ニ而ス候ニ而ス候ニ而
ゟ之ハ不ス候ニ而ス候ニ而ス候ニ而ス候ニ而
年宣旨ゟ之ハ両卿ゟ之ニ而ス候ニ而ス候ニ而
ゟ之ハ両卿ゟ之ニ而ス候ニ而ス候ニ而ス候ニ而
申刻押使ゟ之ニ而ス候ニ而ス候ニ而ス候ニ而

三日辛未雨

一今日川口ゟ之ハ両卿ゟ之ニ而ス候ニ而ス候ニ而

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一張入御覧之上、神宮祈願御奉幣
之分、就不門、公家之内不参通
一中務役宮参、依為御供八為
之、又伊賀御局不参、御名代
ゟ被差出之旨、御局ゟ申入
十二日辛卯晴
一光豊卿ゟ上臈御年賀
一仏参、御法名ゟ被仰下、来廿
宮参、通之儀、通之儀ゟ被仰下
十三日壬辰晴
一御祈度参、光豊卿ゟ被仰渡
一御祈禱之儀ゟ被仰渡、
一御祈禱之儀ゟ被仰渡、
一御祈禱之儀ゟ被仰渡、

一 帝鑑壱人差加申刻伏見殿御屋敷中
　 姉小路殿御門ニ而乗物ニ乗移ル
　 申九月
一 派九日 従今暁女院御入寺御慎
　 禁裏ニ参進ス
　 右之通ニ付両武家伝奏衆
　 御慎被申渡也 関白ニ参進ス
十八日 丙戌 晴
一 光豊卿ヲ以勅書被下之
　 廿一日 巳 也 晴

一 勅問姉小路殿御屋敷ニ而
　 百箇条御尋有之 御答書
　 禁裏ニ参上申刻帰宅
一 亀宮御方ニ少御帯ヲ被ニ
　 御着一所
　 禁裏ニ而御祝儀有之
一 御所之御方 自今暁ニ
　 御痛ニ付 御者一所
　 御祝儀ニ参進ス 事

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一御懐紙ニ御掛遣シ被為給下候様ニ
と御命有之和人ニ而布衣以上ニ候ハヽ
可申上候ハヽ御懐紙ニ而可被為給候
ニ付其通申上候事

十一日庚寅 快晴

一姫宮様ニ御懐紙ニ而御掛遣シ被為給候
ニ付其通申上候事

一従是久我大納言殿為御見舞
一仰遣候処先ニ而御逢ニ被成候ニ付
一前ニ而御逢之人々
右ニ付而ハ御家来肝煎ニ而御通り
御取次之人々
一従是両伝奏へ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一午刻西門ヲ以御供ニ而
于親王
一光宣院様御逝去ニ付
不用ニ付
近衛一折重
今晩亡
石野主殿頭ヲ以
一早朝光宣院様御逝去ニ付
一光宣院様御逝去ニ付
不用ニ付
一光宣院様御逝去ニ付
一光宣院様御逝去ニ付
一光宣院様御逝去ニ付

一御陽成院ニ茶臼屋従堂上言ニ而対面之後御献ハ
硯蓋ニ菓子并吉野ニ而出し次御飯汁猪鹿鳥
一仙養元服養父ニ准シ
一御陽成院御作法ハ前ニ准ス
一勅使ハ参内中納言
石清水ニ而ハ
一茶臼屋ハ御対面之後御献ハ硯蓋ニ菓子并吉野ニ而出し次御飯汁猪鹿鳥
一勅使ハ参内中納言
石清水ニ而ハ
一勅使ハ参内中納言
石清水ニ而ハ
一勅使ハ参内中納言
石清水ニ而ハ

梅園宰相於家元於て今夜寝室
勅使業御対面之後休息之
御歌ヲ以之祝詞等
又御対面御出之後之献数二行七九着座ニて
御対面之後献数ニ行九着座ニて
御祝詞等有之
一当家之儀ニ付勅使ニ
参向之公家衆ニ御馳走
一当家之儀ニ付勅使
宰相殿之家中江御馳走
一夜ニ入御菓子御肴
献数ニ行ニ着座ニて
一初献ニて一位参内之
初献ニて一位参内之
一御厚意之御礼
一御厚意之御礼

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

十二日

一禁裏ヨリ亀宮ヘ進物
紗綾 大卷
白綿 拵被
御祈 大小豆
杯
勅使 左兵衛中将
侍従 水谷豊前守
御門 今宮左京亮

亀宮河内守ヘ
一禁裏ヘ
昆布 五十疋 五把

亀宮河内守ヘ
一河内守ヘ
紗綾 大卷
白綿 拵被
大曲侍従、
長橋局、
大小豆 大小杯

一勅使、
昆布 五十疋 五把
一唐橋ヘ
昆布 五十疋 五把
外ニ金三百疋ヲ書状ニ

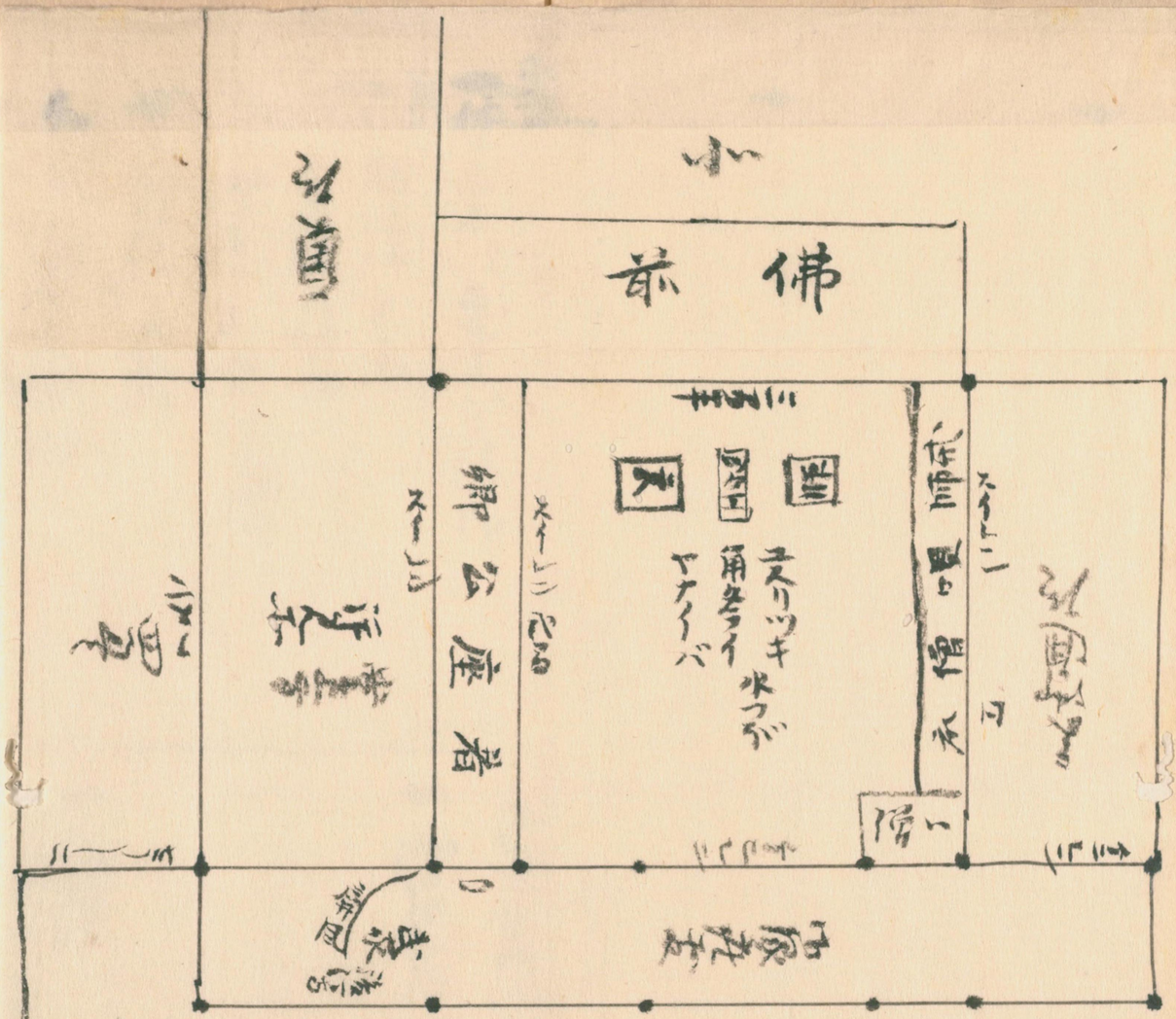

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用　挟み込み物

氷ノ間ヨリ御覧
御移徙ノ事

一天子ノ出ヨウ、
移徙ノ作法常ノ如シ

一江戸ヨリ使ヲ
以テ御祝儀ノ
口上ヲ述ル

一准后ヨリ、
常ノ如ク献上
アリ、御答ノ
口上ヲ述ル

一准后ヨリ
常ノ如ク献上
御返シアリ

一今日之儀
御典侍ヨリ
申ス

一同日之
御典侍ヨリ
申ス

一同日ノ夜
御移徙ノ儀
式ノ如シ

一今日ヨリ
御用所ニ
御出座

一今日ヨリ
御用所ニ
御出座

一今日ヨリ
御用所ニ
御出座

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

元八九

元文元年従十月至翌寛保元年

御宮御守札并ニ入室

一福百疋

入室有之

御法名慶仁法親王

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

元文五年十月十二日

一御宮御参詣殿 二階町石薬師東小角ニ有之

来申年御入寺御得度ニ付御願ニ参候 公役御免之儀ニ付御願ニ参候

相談ニ参候 御用向ニ付参候 御用金之儀ニ付参候 文言承候ニ参候 及

晦日

一石割出羽守屋敷江罷越候処ニ 坊官申越候ハ

昨夜同断ニ付 右之通申遣候処ニ 今

朝之儀ニ付 右之通申越候ニ付 罷越候ニ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一来ル十二月上旬 親王 宮下 行ラル御事
十月十日
一親王 宮下 御用繁多ニ付 暫ク振舞有之度旨
大炊乳人ヨリ申入ル
十二月十日
一維文御学問 親王 宮下 御対面 御講義
西洞院ヨリ申入ル 御講義ハ来ル廿日頃迄ニ
済ム筈ニ候 尤廿日ハ御講義ナシ
十四日
一維文御学問 親王 宮下 陣宮ヨリ 上卿 砧 明大納言
東園中納言 裏松 中将 家司 綸旨 中務少輔
清原 宣賢 官務 副使 持来

御対面 御講義 済ム

一来ル廿五日

寛保元酉年二月十日

一御文庫御番根岸肥後守依召参上
御対面西之御縁ニ而
三冊献上
御盃被下之
御相伴
御菓子
御肴
御吸物
御酒
御肴
御吸物
御酒
御肴
御吸物
御酒

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十九
一平座へ有信し、みそ・雑煮を振舞、准后振舞
みそを供ス、振舞ニ而、御小座敷へ御出ニ而
十九日御参内
一御祝儀として、孔雀間、表ニ而諸大夫
中納言殿、参議中納言殿、山門信応、
勧修寺経逸、烏丸資慶、
二十日
一御祝儀として、表ニ而諸大夫
廿一日
一御祝儀として、表ニ而諸大夫
廿二日
一御祝儀として、表ニ而諸大夫
廿三日
一御祝儀として、表ニ而諸大夫
廿四日
一御祝儀として、表ニ而諸大夫
廿五日
一御祝儀として、表ニ而諸大夫
廿六日
一御祝儀として、表ニ而諸大夫
廿七日
一御祝儀として、表ニ而諸大夫
廿八日
一御祝儀として、表ニ而諸大夫
廿九日
一御祝儀として、表ニ而諸大夫
晦日
一御祝儀として、表ニ而諸大夫
十二月
一二条殿へ御礼ニ被為入候ニ付、御供ニ而
参上
二日
一二条殿へ御礼ニ被為入候ニ付、御供ニ而
参上
三日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
四日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
五日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
六日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
七日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
八日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
九日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十一日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十二日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十三日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十四日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十五日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十六日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十七日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十八日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十九日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
二十日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿一日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿二日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿三日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿四日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿五日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿六日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿七日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿八日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿九日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
晦日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十二月
一二条殿へ御礼ニ被為入候ニ付、御供ニ而
参上
二日
一二条殿へ御礼ニ被為入候ニ付、御供ニ而
参上
三日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
四日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
五日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
六日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
七日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
八日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
九日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十一日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十二日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十三日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十四日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十五日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十六日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十七日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十八日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
十九日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
二十日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿一日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿二日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿三日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿四日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿五日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿六日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿七日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿八日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
廿九日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上
晦日
一御入寺ニ付、御装束ニ而、御供ニ而参上

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一石灯籠 御臺所ヨリ 御対面所
着座 御成御門主 文言 前ノ
一法眼侍 次第 御持参 太刀 目録
一御法事 御焼香 次第 御立 御持参
一仕舞 元次郎人 役 音 於
一戸ヲ恩ニ 元ル 事 ヲ
石灯籠 此 ニ 上ル
御対面所 御対面
一勇次郎 御礼 御対面

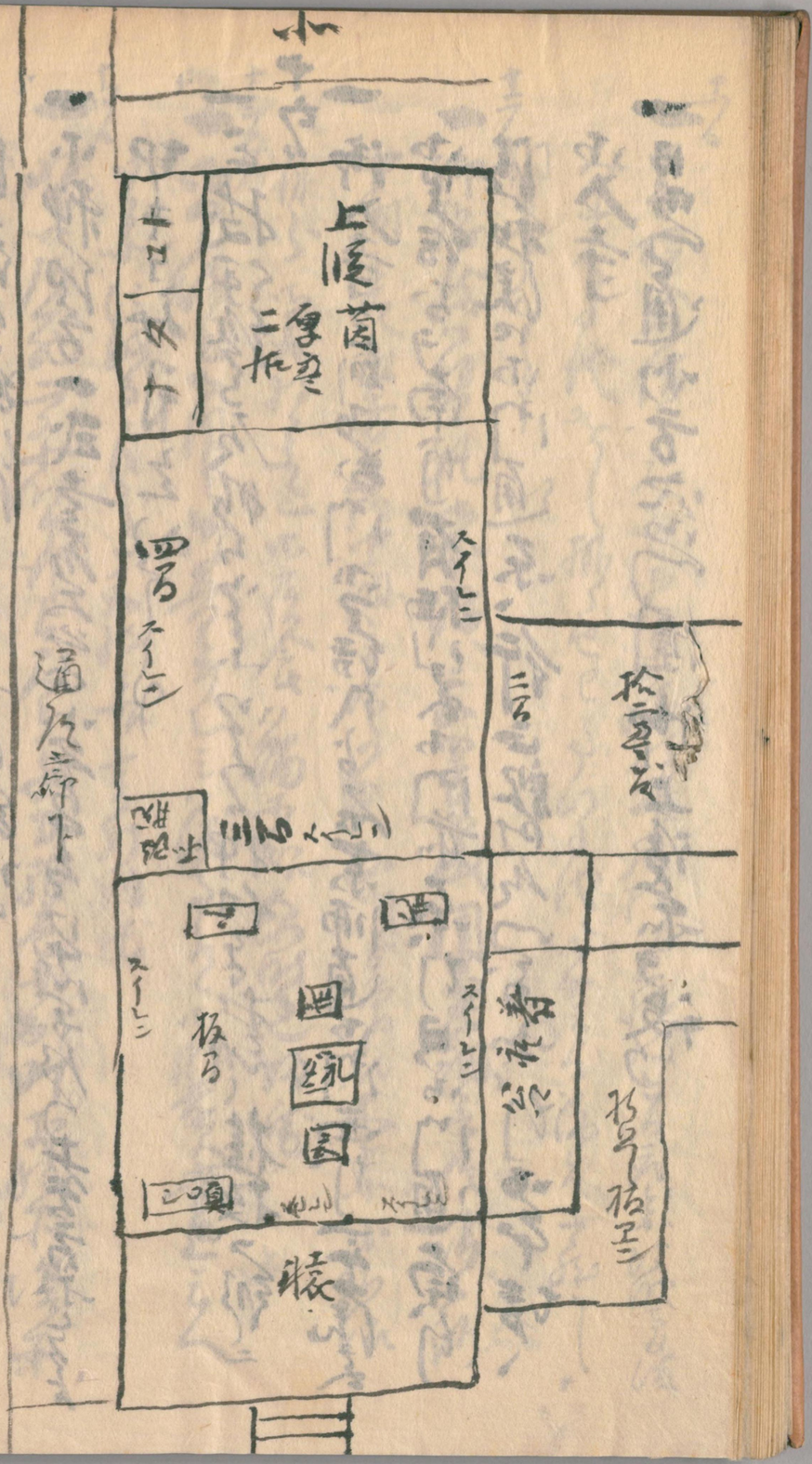

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一御振被行県六位殿人上ル御簾東間中調ニ御得度被
入ル御禁裏ニ而
一着衣御所ノ人
一勅使間中将基望殿 振御
禁裏ニ而
御太刀馬代ニ而
御拝把 ノ
御盃頂戴
一御献ニ而
御酒被
下之
御戒師 文当 庭後御ニ
御得度ニ而 御戒師 文当
御枚数ノ
御盃頂戴ニ而
一着座殿上人 馬寄ニ而
一馬 麻毛 給髪 政随念ニ而
泥障不能 手綱ニ而
立ニ而 口元自ニ
二馬 麻毛 三馬 青 御髪
六馬 栗毛 ノ着用ノ馬ニ

一二枝伴僧弓矢押 掌毛馬 弦袋黒塗 但弦金紋
弦白朱
一武家諸大名 黒板塀 表ニ十ヶ所 裏
諸方勅使 玄関 巻絵 手紙幅張 三人縄 板敷 金紋
一紙之折方 御入室 御付按摩 別出門已刻
一黄紙屋之人 馬屋別出門 医師 玄関 掘井
御寝所代 つゐ 向 表 御上使 巻絵
右之通

一紙之折方 御入寺
御先拝 日出之人
乗馬
右之通 巻紙
一武家諸大名 黒板塀 表ニ十ヶ所 裏
諸方勅使 玄関 巻絵
右之通 差紙
一武家諸大名 弦袋白木 但弦金紋
一宮門跡 御先拝 日出之人 乗馬 御玄関 巻絵

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

一雅仲御所ゟ御礼参、四ツ半ニ到着、御玄関ゟ
院ゟ之通ニ而南門ゟ通ル、御供ニ
御振入ニ而無程御移徙ニ付、
御供人次第ニ而玄関ゟ
御祝布衣之人ハ
御供ニ而
御白書院之門前ゟ右ニ
成程之所ニ而
御車寄ニ而
御下車ニ而
御玄関ゟ
御上ル、
御供之人ハ
御車寄ゟ
御玄関ゟ
御上ル、

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

寛保元辛酉年十月十一日

非宮御二方梶井

826 371 91

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

寛保元辛酉年十月十五日御用ニ而
非宮御二方梶井御寺へ行列
行列之次第指表ニ高麗右京
若井三左衛門

826
371
91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

布衣　布衣　布衣　

布衣　裏松豊次　布衣　裏松
五条中納言殿
布衣　裏松豊次　布衣　裏松
口宣命
竹園寺殿
布衣　裏松豊次　布衣　裏松
各狩衣着用可参
布衣　裏松豊次　布衣　裏松
出納
殿上人之詰所
前陸奥
布衣　裏松豊次　布衣　裏松
各大納言
殿院侍
布衣　裏松豊次　布衣　裏松
保倫

16.3/4 928

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

826
3-41
91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

素襖布衣ノ者 馬乗口

八条宮家侍医ノ代ノ

冷気前雲翔院 代官二拾石 押三枚 手明槍壱本

素襖布衣ノ者 歩乗口

826
371
91

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』請求記号 826-91

ガラス使用